

 熊本県公報

第12944号
令和2年(2020年)
7月21日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次**告 示**

○造成宅地防災区域の指定の解除	(建築課)	1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課)	3
○指定介護療養型医療施設の指定辞退	(〃)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○保安林の指定に関する予定	(〃)	4

公 告

○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課)	5
○土地改良区の役員の選任等	(〃)	5
○土地改良区の役員の選任等	(〃)	5
○土地改良区の役員の選任等	(〃)	6
○公共測量の実施	(監理課)	6

登 載 依 頼

○熊本県男女共同参画審議会の開催	(男女共同参画審議会)	6
○熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、 修業年限等に関する規則の一部を改正する規則	(特別支援教育課)	7
○第2回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催	(教育政策課)	8

告 示**熊本県告示第592号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）5月25日熊本県告示第424号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）7月17日熊本県告示第581号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）2月13日熊本県告示第103号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）6月7日熊本県告示第84号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）6月28日熊本県告示第136号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 南屋敷地区
上益城郡御船町大字高木字南屋敷1253番、1253番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 屋敷地区
上益城郡御船町大字木倉字屋敷2427番、2428番、2427番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 下山神地区（Bブロック）
上益城郡御船町大字御船字下山神653番3、653番8、653番10、653番9、653番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、653番8地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 山下地区（Bブロック）
上益城郡御船町大字辺田見字山下又633番、633番2、633番1、633番3、634番、636番、又637番、637番、又633番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 5 津留地区
上益城郡御船町大字滝尾字津留5846番2

- 6 宮ノ元地区
上益城郡御船町大字滝尾字宮ノ元1585番2、1585番、1579番、1579番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 7 西原地区
上益城郡御船町大字上野字西原5112番1
- 8 西原地区（高木⑧）
上益城郡御船町大字高木字西原1740番5、1740番3、1740番2
- 9 久保地区Bブロック（豊秋②）
上益城郡御船町大字豊秋字久保2643番1、2644番、2645番、2643番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 10 足水地区（木倉①）
上益城郡御船町大字木倉字足水5413番、5413番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 11 東禅寺地区（辺田見⑤）
上益城郡御船町大字辺田見字東禅寺936番1、936番2、935番
- 12 柿ノ平地区（上野②）
上益城郡御船町大字上野字柿ノ平4154番1
- 13 下山神地区（Aブロック）
上益城郡御船町大字御船字下山神657番、658番、659番、660番、658番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、651番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 14 北屋敷地区（高木⑨）
上益城郡御船町大字高木字北屋敷1198番、1198番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 15 下原地区（小坂①）
上益城郡御船町大字小坂字下原2144番、2144番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 16 中原地区（辺田見⑥）
上益城郡御船町大字辺田見字中原1816番2、1784番1の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 17 栗迫地区（上野③）
上益城郡御船町大字上野字栗迫3460番、又3460番の一部（次の図に示す部分に限る。）、3460番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 18 大坂地区木倉④
上益城郡御船町大字木倉字大坂5624番1、5624番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字古城字六番東原1017番19、1017番22、1017番24
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。